



液化石油ガス販売事業者、充てん事業者等ほどの
ような報告をするのか



1 液化石油ガス販売事業者等の報告

経済産業大臣又は都道府県知事は、液化石油ガス法の施行に必要な限度において、次のとおり液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができることになっています（法82条1項）。

- (1) 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵施設、保安業務の実施の方法、液化石油ガス法3条2項5号の販売した液化石油ガスにより生じた損害を被害者に対して賠償すべき場合の措置、特定供給設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができます（令10条1項）。
- (2) 経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関に対し、保安業務の実施方法、液化石油ガス法31条2号の保安業務により生じた損害を被害者に対して賠償すべき場合の措置その他その業務に関する事項について報告をさせることができます（令10条2項）。

また、保安機関は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度における液化石油ガス法27条1項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人の場合は、その事業年度中の役員又は同法31条各号に掲げる構成員の構成の変更を同法29条1項の認定をした経済産業

大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととされています
(則42条2項)。

- (3) 経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、都道府県知事は、その液化石油ガス設備士免状の交付を受けた液化石油ガス設備士又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、液化石油ガス設備工事の作業の方法その他その作業に関する事項について報告をさせることができます(令10条3項)。
- (4) 経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、特定液化石油ガス設備工事の施工の方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができます(令10条4項)。
- (5) 経済産業大臣は、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に対し、製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の種類(届出事業者にとっては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項について報告をさせることができます(令10条5項)。

(6) 法第82条第1項の規定により、経済産業大臣は、液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対し、その販売に係る液化石油ガス器具等の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の販売の業務に関する事項について報告をさせることができます(令10条6項)。

また、液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を液化石油ガス法3条1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならないこととされています。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません(則132条)。

〔LP
実務
四四〕

2 充てん事業者の報告

都道府県知事は、液化石油ガス法の施行に必要な限度において、充てん事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができることになっています(法82条2項)。

これにより、都道府県知事は、その許可を受けた充てん事業者に対し、充てん設備、充てんの方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができます(令10条7項)。

また、充てん事業者は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数を法第37条の4第1項の許可をした都道府県知事に報告しなければならないこととされています(則132条)。

3 指定試験機関等の報告

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができることになっています(法82条3項、4項)。

また、委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し報告をさせることができることとされています（法82条5項）。

参考法令

- 液化石油ガス法 第3条（事業の登録）・第82条（報告の徴収）
- 液化石油ガス法施行令 第10条（報告の徴収）
- 液化石油ガス法施行規則 第132条（報告）

参考例規**【基 通】**

- 則第132条関係

〔LP
実務
四四〕

参考書式

〔基通〕様式1

年 月 日

液化石油ガス販売事業報告

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

〔LP
実務三二〕

保安業務の 委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査		戸
2. 容器交換時等供給設備点検		戸
3. 定期供給設備点検		戸
4. 定期消費設備調査		戸
5. 周知		戸
6. 緊急時対応		戸
7. 緊急時連絡		戸

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

〔基通〕様式 2

保安業務実施状況報告

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める
告示 (平成 9 年通商産業省告示第122号) 第 2 条第 1 号又は第
2 号に規定する数 人)

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画 書に記載した 数	保安業務を行 うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した 数
1. 供給開始時点 検・調査	戸	戸(戸)	うち再調査 戸 (戸) 戸 (戸)
2. 容器交換時等 供給設備点検	戸	戸(戸)	戸 (戸)
3. 定期供給設備 点検	戸	戸(戸)	うち拒否数 戸 (戸) 戸 (戸)
4. 定期消費設備 調査	戸	戸(戸)	当年調査 戸 (戸) うち完了数 戸 (戸) 拒否数 戸 (戸) 不在数 戸 (戸) 当年再調査 戸 (戸) うち完了数 戸 (戸) 拒否数 戸 (戸) 不在数 戸 (戸)
5. 周知	戸	戸(戸)	うち書面配布 戸 (戸) 電子メール 戸 (戸) ファイル記録 戸 (戸) 記録媒体 戸 (戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸 (戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸 (戸)

〔LP実務三八・三九〕

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不
在数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調
査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」
の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に
係る一般消費者等の数を記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。